

日程第 9．議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9．議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、本条例の一部改正に関する主な 2 点について説明がありました。1 点目に、地域限定保育士（正式名：国家戦略特別区域限定保育士）という資格試験制度を新たに創設したと説明がありました。地域限定保育士の資格試験審査は、現行の保育士資格試験とほぼ同一内容であることから、保育士資格の取得機会が増えたことが分かりました。2 点目に、利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業所における設備基準の面積要件を、乳児又は幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上から 3.3 平方メートル以上へ改正する説明がありました。厚生労働省令では、乳児室が 1.65 平方メートル以上で、保育室が 3.3 平方メートル以上とあるが、子どもは日々成長していくため両者の境目の判断が難しく、3.3 平方メートル以上としたと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 69 号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 69 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。